

札幌市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年12月 11 日

札幌市長

秋元克



札幌市条例第 45 号

札幌市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

第1条 札幌市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成19年条例第48号）の一部を次のように改正する。

(1) 第4条第1項の表を次のように改める。

号俸	給料月額
	円
1	392,000
2	440,000
3	492,000
4	555,000
5	634,000
6	740,000
7	864,000

(2) 第4条第4項を削り、同条第5項中「、第3項」を「及び前項」に改め、「及び前項の規定による特定任期付職員業績手当の支給」を削り、同項を同条第4項とする。

(3) 第5条第1項中「、第25条の8並びに第29条の4」を「並びに第25条の8」に改め、同条第2項中「、第5条第2項」を削り、「第32条の2、第32条の3並びに第34条」を「第29条の4第2項第1号並びに第32条の2第1項」に改め、「、給与条例第5条第2項中「管理職員特別

勤務手当」とあるのは「管理職員特別勤務手当並びに任期付職員条例第4条第4項の特定任期付職員業績手当」とを削り、「100分の122.5」を「100分の127.5」に、「100分の170」を「100分の175」に、「第32条の2第1項中「特定管理職員」という。）」を「第29条の4第2項第1号中「100分の105」とあるのは「100分の87.5」と、給与条例第32条の2第1項中「定めるもの」に、「特定管理職員」という。）及び任期付職員条例第4条第1項の給料表の適用を受ける職員」と、給与条例第32条の3中「特定管理職員」とあるのは「特定管理職員及び任期付職員条例第4条第1項の給料表の適用を受ける職員」と、給与条例第34条中「手当」とあるのは「手当及び任期付職員条例第4条第4項の特定任期付職員業績手当」を「定めるもの及び任期付職員条例第4条第1項の給料表の適用を受ける職員」に改める。

- (4) 第5条の2第1項中「、第24条並びに第30条」を「並びに第24条」に改め、同条第2項中「第2条第2項及び第27条第2項」を「第27条第2項及び第30条第2項第1号」に、「第32条の2及び教育給与条例第34条において読み替えて準用する給与条例第34条」を「第32条の2第1項」に改め、「、教育給与条例第2条第2項中「管理職員特別勤務手当」とあるのは「管理職員特別勤務手当並びに札幌市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成19年条例第48号。以下「任期付職員条例」という。）第4条第4項の特定任期付職員業績手当」とを削り、「100分の122.5」を「100分の127.5」に、「100分の170」を「100分の175」に、「教育給与条例第32条」を「教育給与条例第30条第2項第1号中「100分の105」とあるのは「100分の87.5」と、教育給与条例第32条」に、「管理職員」という。）」とあるのは「管理職員」という。）及び任期付職員条例第4条第1項の給料表の適用を受ける職員」と、「当該管理職員」とあるのは「当該職員」と、教育給与条例第34条において読み替えて準用する給与条例第34条中「手当」とあるのは「手当及び任期付職員条例第4条第4項の特定任期付職員業績手当」を「教育職員（）」とあるのは「教育職員及び札幌市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成19年条例第48号）第4

条第1項の給料表の適用を受ける職員（」に改める。

第2条 札幌市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項及び第5条の2第2項中「100分の127.5」を「100分の125」に、「100分の175」を「100分の95」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、札幌市職員給与条例等の一部を改正する条例（令和6年条例第47号）の施行の日から施行する。ただし、第1条中札幌市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（以下「任期付職員条例」という。）第4条第4項を削る改正規定、同条第5項の改正規定、同項を同条第4項とする改正規定、第5条第1項の改正規定、同条第2項の改正規定（「100分の122.5」を「100分の127.5」に、「100分の170」を「100分の175」に改める部分を除く。）、第5条の2第1項の改正規定、同条第2項の改正規定（「100分の122.5」を「100分の127.5」に、「100分の170」を「100分の175」に改める部分を除く。）及び第2条の規定は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の任期付職員条例第4条第1項の規定は令和6年4月1日から、第1条中任期付職員条例第5条第2項の改正規定（「100分の122.5」を「100分の127.5」に、「100分の170」を「100分の175」に改める部分に限る。）及び第5条の2第2項の改正規定（「100分の122.5」を「100分の127.5」に、「100分の170」を「100分の175」に改める部分に限る。）による改正後の任期付職員条例第5条第2項及び第5条の2第2項の規定は同年12月1日から適用する。

(給与の内払)

- 3 第1条の規定による改正後の任期付職員条例の規定を適用する場合においては、同条の規定による改正前の任期付職員条例の規定に基づいて支給された給与は、同条の規定による改正後の任期付職員条例の規定による給与の内払とみなす。